

もう、桜の花が散り始め、続く花や木々がそれぞれの出番を競い合っているかのようなこの頃です。さて、4月の懇談会は、別紙にご案内しましたように、名張市の出前トークです。しばらくお顔を見せてくださってない方も、ぜひ一緒にお聞きください。

テーマ ◎ 名張市公共下水道の現状とこれからのプラン
◎ 各団地の受益者負担について

3月の懇談会で、名張市の下水道問題、受益者負担金問題について話し合ったことを次のように整理してみました。

- ① 下水道の処理センターが建設済みの中央処理区と15年後に建設する計画の南部処理区では問題点となる内容が異なる。
- ② 中央処理区の場合は中央処理センターへの公共移管
受益者負担ゼロの団地と数万円負担の団地と
緑ヶ丘団地・・・名張市と開発事業者との協定が履行されずに、事業者が受け持つべき受益者負担が住民負担に。(市が責任を持って事業者に履行させるべきではないのか)
鴻之台、希央台・・・市が開発事業者であったため住民は受益者負担なし。
(市の負担は、結局税金ではないのか)
桔梗が丘・・・開発事業者が協定通り履行、住民の負担はなし。
- ③ 南部処理区の場合は、処理センターそのものの建設はされていない、施設が公共管理となった。
公共管理による受益者負担と言うが、15年後の建設計画、現在稼働している処理センターの撤去費用を含めた計算で受益者負担金が請求されている。
つつじが丘・・・名張市と開発事業者との協定が履行されずに、事業者が受け持つべき受益者負担が住民負担に。
百合丘、春日丘、南百合・・・開発事業者が協定通り履行、住民の負担はなし。
- ④ 北部処理区とされていた地域は中央処理区へ。今後移管日程が出てくる。
梅ヶ丘、さつき台、桔梗西、美旗、すずらん (すでに説明会のされている地域もある)